

令和4年第1回

多摩市議会臨時会議案

多摩市

多摩市告示第269号

令和4年第1回多摩市議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和4年4月13日

多摩市長 阿部裕行

記

- 1 期 日 令和4年4月27日（午前10時）
- 2 場 所 多摩市役所議場
- 3 付議事件
 - (1) 多摩市議会議長の選挙
 - (2) 多摩市議会常任委員会委員の選任
 - (3) 多摩市議会予算決算特別委員会委員の選任
 - (4) 多摩市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
 - (5) 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
 - (6) 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて

第40号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月27日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多摩市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月31日

多摩市長 阿部裕行

多摩市条例第15号

多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例（昭和40年多摩市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第1号才中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15

条第 2 3 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号イ」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ロ」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ハ」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ニ」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号イ」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ロ」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ハ」に改め、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号イ」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ロ」に改め、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハ」に改め、同条第 2 0 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項」を「附則第 1 5 条第 2 9 項」に改め、同条第 2 1 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同条第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 3 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改め、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改め、同条第 2 4 項中「附則第 1 5 条第 4 6 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改める。

附則第 1 0 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「規定する熱損失防止改修工事」を「規定する熱損失防止改修工事等」に改め、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 1 1 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「規定する熱損失防止改修工事」を「規定する熱損失防止改修工事等」に改め、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 1 2 条第 1 項中「1 0 0 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、1 0 0 分の 2 . 5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の多摩市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第 4 1 号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したこと
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 2 7 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、多
摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市条例第 1 6 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように
改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 1 6 項」を「附則第 1 5
条第 1 5 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5
条第 3 3 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 5 項」を「附則第 1 5
条第 3 4 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5
条第 3 9 項」に改める。

附則第 7 項中「1 0 0 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の都
市計画税にあっては、1 0 0 分の 2 . 5）」を加える。

附則第 1 7 項中「附則第 8 項」を「附則第 7 項、第 8 項」に、「附則第 1 2
項の「前年度分」を「同項の「前年度分」に改める。

附則第 1 8 項中「第 1 5 項から第 1 9 項まで、第 2 1 項、第 2 2 項、第 2 6
項、第 2 9 項、第 3 3 項から第 3 5 項まで、第 3 7 項から第 3 9 項まで、第 4

2項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多摩市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第 4 2 号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分した
ことについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 2 7 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、多
摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市条例第 1 7 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和 2 7 年多摩市条例第 3 9 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「 6 3 万円」を「 6 5 万円」に改め、同条第 3 項た
だし書中「 1 9 万円」を「 2 0 万円」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「 6 3 万円」を「 6 5 万円」に、「 1 9 万円」を「 2 0 万
円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度
以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健
康保険税については、なお従前の例による。